

秋田林業大学校の受講料・アパート賃借料に補助いたします。

秋田林業大学校を受講する方（湯沢市内に住所を有する方又は林業大学校の受講開始日以前において湯沢市内に住所を有していた方）の**受講料**及び**アパート賃貸料の一部**について**補助**いたします。

■補助内容

	① 受講料	② アパート賃借料
補助対象者	・ 林業大学校の受講許可を受けている方 ・ 湯沢市内に住所を有する方又は林業大学校の受講開始日以前において湯沢市内に住所を有していた方 ・ 市税に滞納がない方 ・ 林業大学校の修了後1年以内に市内に住所を有し、県内の林業分野に就業する意欲を有する方	
補助対象経費	林業大学校研修受講料 (年額 118,800円)	林業大学校校研修のために新たに確保した居住場所（以下「アパート等」という。）の賃借料（共益費を含む。）
補助率・補助額	全額	賃借費の1/2 (上限：月額3万円、千円未満切捨)

<お問い合わせ> ・ 湯沢市役所 産業振興部 農林課 林務班
・ 〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
・ 電話 0183-55-8569, FAX 0183-79-5057
・ 電子メール rinmu-gr@city.yuzawa.lg.jp

※秋田林業大学校については、ホームページでご確認ください。



申請手続きの流れ

★受講料・アパート賃借料の支払い前に！

(申請者)

市へ交付申請に関する書類を提出する。



・ 交付申請書（様式第1号） + 以下の添付書類

・ 添付書類

- (1) 林業大学校の研修生であることを証する書類の写し
- (2) アパート等の賃貸借契約書の写し
- (3) 研修のために市外に住所を移したときは、前住所欄に湯沢市の住所の記載がある住民票の写し

※補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、研修期間の2年を上限とします。



★受講料・アパート賃借料の支払いが終わったら！

(申請者)

市へ交付請求書・実績報告書等を提出する。

・ 交付請求書（様式第3号）、実績報告書（様式第4号）
+ 以下の添付書類

・ 添付書類

- (1) 出席簿の写し等受講状況が分かる書類の写し
- (2) 林業大学校の受講料を支払ったことが分かる書類の写し
- (3) アパート等の賃借料を支払ったことが分かる書類の写し
- (4) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し
(金融機関名、口座種類、口座番号および名義が記載されているもの)



(市) 書類審査をして「可」であれば、補助金を交付



(申請者) 修了報告及び就業報告を提出する。

補助金の交付を受けた者は、就業したときは、就業状況が分かる書類を3年度間、毎年度1回提出

(市)

書類審査をして「可」であれば、交付決定を申請者に通知し、受講料・アパート賃借料の支払いを行っていただきます。



注 意！

こんな場合は、補助金の返還対象になります。

- ◆ 受講許可の取り消し、受講の辞退
- ◆ 林業大学校の修了後1年以内に市内に住所を有しなかったとき
- ◆ 林業大学校の修了後1年以内に県内の林業分野に就業しなかったとき
- ◆ 林業分野への就業を3年間継続しなかったとき